

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相原秀行

路線名	さいたま菫蒲線
供用開始の区間	上尾市大字原市字七番耕地一三三三番七地先から同市大字平塚字八ツ山八四六番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和五年十一月二十三日 午後三時
備考	平成二十二年三月十二日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域新Bの一部供用開始である。 延長八七一・九〇メートル